事業に係るものを除く。）」を「一　産地活性化総合対策事業推進費補助金（全国推進事業に係るものを除く。）　二　大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金」に改め、「農業経営対策事業費補助金」の下に「（青年就農給付金事業費を除く。）」を加え、「及びソフトセルロース利活用技術確立事業のうちソフトセルロース活用技術確立事業」を「、ソフトセルロース利活用技術確立事業のうちソフトセルロース活用技術確立事業及び地域バイオマス産業化支援事業」に、「五　小水力等農村地域資源利活用促進事業に係るもの」を「六　小水力等農村地域資源利活用促進事業に係るもの」に、「四　農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業に係るもの」を「四　農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業に係るもの　五　小水力等再生可能エネルギー導入推進事業に係るもの」に、「農地・水保全管理支払交付金」を「農地・水保全管理支払交付金　特殊自然災害対策整備費補助金」に、「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助」を「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助　農業競争力強化基盤整備事業費補助」に、「農業・食品産業強化対策整備費補助金」を「農業・食品産業強化対策整備費補助金　農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助」に改める。

○農林水産省告示第五百三十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十八年六月二十日農林水産省告示第八百八十一号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十五年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

表補助金等の予算科目の欄中「二　酪農環境負荷軽減支援事業推進費補助金　三　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）」を「三　酪農環境負荷軽減支援事業推進費補助金　四　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）」に、「一　産地活性化総合対策事業推進費補助金（地域バイオマス支援地区推進事業、飼料生産拠点育成地区推進事業及び飼料生産拠点育成型に係るものに限る。）」を「一　産地活性化総合対策事業推進費補助金（地域バイオマス支援地区推進事業、飼料生産拠点育成型に係るものに限る。）　二　大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金（全国推進事業に係るものを除く。）」に、「二　果樹・茶支援対策事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）　三　酪農環境負荷軽減支援事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）　四　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）」を「二　果樹・茶支援対策事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）　三　酪農環境負荷軽減支援事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）　四　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）　五　大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金（全国推進事業に係るものを除く。）」に、「一　産地活性化総合対策事業推進費補助金（全国推進事業に係るものを除く。）」を「一　産地活性化総合対策事業推進費補助金（全国推進事業に係るものを除く。）　二　大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）」に改める。

○農林水産省告示第五百四十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十五年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

表補助金等の予算科目の欄中「二　果樹・茶支援対策事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）　三　酪農環境負荷軽減支援事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）」を「三　果樹・茶支援対策事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）　四　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）　五　大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金（全国推進事業に係るものを除く。）」に、「一　産地活性化総合対策事業推進費補助金（全国推進事業に係るものを除く。）　二　大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）　三　酪農環境負荷軽減支援事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）　四　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）　五　木材産業改善資金造成費補助金　六　林業再生事業費補助金　七　林業再生整備費補助金」に、「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助」を「戸別所得補償実施円滑化・林業再生事業費補助金　八　林業再生整備費補助金　九　農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業に係るもの　十　小水力等再生可能エネルギー導入推進事業に係るもの」に、「四　農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業に係るもの　五　小水力等農村地域資源利活用促進事業に係るもの」を「十一　農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業に係るもの　十二　小水力等農村地域資源利活用促進事業に係るもの」に、「森林整備地域活動支援交付金　林業振興地方公共団体事業費補助金」を「林業・木材産業改善資金造成費補助金」に、「林業・森林整備加速化・林業再生事業費補助金」を「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助」を「戸別所得補償実施円滑化・林業再生事業費補助金　林業・森林整備加速化・林業再生整備費補助金」に、「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助」を「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助　農業競争力強化基盤整備事業費補助」に改める。

○農林水産省告示第五百四十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十三年四月十三日農林水産省告示第五百三十八号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十五年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

表補助金等の予算科目の欄中「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助　農業競争力強化基盤整備事業費補助　震災対策農業水利施設整備事業費補助」を「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助　農業競争力強化基盤整備事業費補助　震災対策農業水利施設整備事業費補助」に改める。

○経済産業省告示第四十八号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、平成二十五年三月九日付けで次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録の区分	国内登録検査機関
携帯用レーザー応用装置	一般財団法人日本品質保証機構 東京都千代田区丸の内二丁目五番二号

（参考）

一般財団法人日本品質保証機構の事業所及び所在地は、次のとおりである。

1　安全電磁センター（東京都世田谷区砧一丁目二十一番二十五号）

2　北関西試験センター（大阪府箕面市石丸一丁目七番七号）